

## 第 1 5 1 回再就職等監視委員会 議事要旨

### 1. 開催日時等

日 時：令和 3 年 3 月 2 日（火） 1 4 : 0 0 ~

場 所：大手町合同庁舎 3 号館 9 階 再就職等監視委員会 委員会室

出席者：井上委員長、伊東委員、尾花委員、篠原委員、西村委員

河原監察官、本村監察官

奥村事務局長、吉田参事官

### 2. 議事等

- (1) 公表情報の確認作業についての議論が行われた。
- (2) 再就職等監視委員会令の改正についての議論が行われ、改正案に賛成の意思が示された。
- (3) 第 1 5 0 回委員会の議事録が確認された。

### 3. 委員指摘事項等

- ・ 求職活動を行った時期に利害関係がなければ再就職等規制違反とはならないとはいえ、退職時や求職活動を行った時点から近い時期に利害関係が認められる営利企業等に再就職をすることは、国民からの疑念を招きかねないため、慎重に考える必要があったのではないか。
- ・ 国の側から押し付け的な再就職をしてはならないという再就職規制制度の理念に照らすと、組織レベルはもちろん、個人レベルでも営利企業等に押しかけていき、自らを採用するよう強く求めるなどの行為はいかがなものかと思う。
- ・ 再就職等監視委員会としては、利害関係の存否の判断に当たっては、公務員に対する国民の信頼を確保するという観点から考えるべきではないか。
- ・ 再就職事案の関係者に任意で事情を聞くなどの活動を地道に積み重ねていくことが、再就職等監視委員会がきちんと機能していることを示すことにもなり、ひいては違反行為の予防効果も期待できるのではないか。
- ・ 現職時代や退職後も、公務員が民間の世界に出て行くこと自体は意義深いことだと思う。ただし、再就職等について、国民の納得が得られるルールが設けられていること、そのルールの遵守状況をチェックする仕組みがあることが不可欠。このことは、公務員の再就職を国民の皆さんに受け入れていただくためにも必要なことだと思う。
- ・ 再就職事案の調査・評価に当たっては、事実に基づくことを基本として徹底してほしい。ただし、専門性に偏ったり、時代の流れや世間の声に無頓着になるのではなく、国民の皆さんの常識に照らしても納得できるということも頭に入れた上でのファクト主義で当たってほしい。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。